

一般競争入札による市有財産
(自動販売機設置)
貸付の募集要領

【令和7年度】

 宇都宮市

〔理財部管財課〕

市有財産貸付までの日程

項 目	日 程
募集要領の配布	令和8年 1月 15日(木)～令和8年 1月 30日(金)
入札参加申込受付期間	令和8年 1月 15日(木)～令和8年 1月 30日(金)
質問の受付期間	令和8年 1月 15日(木)～令和8年 1月 23日(金)
質問に対する回答の公表	令和8年 1月 30日(金)
入札参加申請確認通知	令和8年 2月 4日(水) 予定
入札保証金納付期間	令和8年 2月 4日(水)～令和7年 2月11日(水)
入札(<u>投函方式</u>)	令和8年 2月 12日(木) 午前8時30分 から 令和8年 2月 19日(木) 正午 まで
開札	令和8年 2月 19日(木) 午後3時
落札後の契約締結期間	令和8年 2月 19日(木)～令和8年 2月 26日(木)
貸付開始日	令和8年 4月 1日(水)

一般競争入札による市有財産（自動販売機設置）貸付の募集要領

1 貸付物件

別紙「物件調書」（P. 10～）のとおり。

2 入札参加資格

- (1) 個人及び法人とする。
- (2) 次のすべての要件を満たす者が入札に参加できる。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当しない者、該当すると認められる者の場合は、当該事実があった日から3年を経過した者であること。
 - ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。
 - ④ 個人にあつては宇都宮市内に住所を有すること。
法人にあつては、宇都宮市内に本店、支店又は営業所を有すること。ただし、現在、宇都宮市の施設に自動販売機を設置している市外の業者にあつては参加することができる。
 - ⑤ 入札番号25への入札についてのみ、「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」（以下「支援センター」という。）の運営に係る費用として、当該自動販売機の売上の一部を寄附する旨、協定を締結した者であること。または、その趣旨に賛同し、独自に前記の協定による寄附と同等の寄附を行う者であること。
 - ⑥ 自らが自動販売機を設置し、運営する事業（以下「自動販売機運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。また、これまで、自動販売機運営事業に2年以上の実績を有していること。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号～第4号及び第6号、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号、第3号～第5号及び宇都宮市入札参加停止等措置要領別表第3その他の措置基準の暴力団員関係者と認められないこと。
 - ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
 - ⑨ 国税及び市税に未納のないこと。
 - ⑩ その他本募集要領の定める条件及び関係法令を遵守すること。

3 申込み時に提出するもの

- (1) 一般競争入札参加申込書
- (2) 住民票 ※個人の場合のみ提出
- (3) 商業登記簿（履歴等全部証明書） ※法人の場合のみ提出
- (4) 印鑑登録証明書（※法人の場合は代表者の印鑑証明書）
- (5) 国税の納税証明書（所得税及び消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明）
- (6) 市税（市県民税と固定資産税）の完納証明書 ※市に納税義務のある法人・市民のみ提出

(7) 誓約書（市の指定する様式）

※（2）～（6）は提出前3か月以内に発行されたものとする。

4 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件の貸貸借契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付となる。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（60か月）

(3) 貸付の用途等

本件の貸付物件は、「自動販売機運営事業」の用途に供さなければならない。また、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は借受人の負担とする。

(4) 禁止事項は以下のとおり。

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用する事。
- ② 貸付物件に建物を建築又は工作物を設置すること。
- ③ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- ④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- ⑤ 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 貸付物件の引き渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に宇都宮市が借受人に引き渡すものとする。

返還は、引渡し時点と同じ状態に原状回復し返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができると明らかになったときは、当該貸付物件を原状回復することなく引き続き使用することができる。

(6) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置については次のとおりとする。

- ① 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等は常時使用可能な状態で設置されていること。
- ② 貸付物件が環境に配慮すべき公共施設であることに鑑み、省エネルギー、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を軽減した自動販売機を設置すること。
- ③ 飲料容器等の回収容器等については、宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例（平成20年条例第36号）に基づき適正に管理すること。
- ④ 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置に当たっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。
- ⑤ 設置された自動販売機（電源確保のために工事した電気施設）及び飲料容器等の回収容器等は、施設管理者の管理の範囲外であるものとする。

(7) 自動販売機の販売品について以下のとおりとする。

- ① 販売品は飲料品等（酒類又はその類似品を除く。）とし、物件調書「特記条件」において指定された種類の販売品のみを取り扱うこと。
- ② 販売品の維持管理や補充は、借受人の責任において行うこと。
- ③ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理は借受人の責任で徹底すること。
- ④ 自動販売機の販売品の売価は、標準価格（定価）以下とすること。

- (8) 自動販売機及び販売品について、物件調書記載の「特記条件」を履行すること。また、そのことについて必要な事項は市と協議すること。
- (9) 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収は、次のとおりとする。
- ① 販売品補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間等については、施設管理者と協議すること。
 - ② 飲料容器等の回収においては、施設管理者の指示に従い、宇都宮市の分別収集方法により分別回収し、適正に処分すること。
- (10) 入札番号16, 20においては、宇都宮市を拠点として活動する栃木サッカークラブ・宇都宮ブルックス及び宇都宮ブリッツェンのプロスポーツチーム3団体、入札番号17においては栃木サッカークラブ、及び入札番号19においては宇都宮ブリッツェンに対して、売上げの中からその3%に相当する金額の経済的な支援を行うものとする。
- (11) 入札番号2～4, 7～20, 48～50においては、宇都宮市域に震度5強以上の地震又は同等の災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合において、宇都宮市の災害対策本部が設置され、設置箇所が災害避難場所となった場合には、両者が別途取り交わす覚書により協力し合うものとする。
- (12) 入札番号25においては、支援センターの運営に係る費用として、当該自動販売機の収益の中から、支援センターと取り交わした協定に基づく金銭を寄附するものとする。
- また、契約日の時点で協定が締結されていない場合であっても、支援センターとの協議により定めた方法により算定した金額を、当該自動販売機の設置後、その収益の中から支援センターに対して寄附するものとする。
- (13) 入札番号15, 17～19, 21, 43については、ユニバーサルデザイン仕様の自動販売機を設置すること。
- (14) 入札番号46については、防犯カメラ内蔵型の自動販売機を設置すること。
- (15) 入札番号51については、キャッシュレス決済が可能な自動販売機を設置すること。

5 入札参加申込書の提出

申込みに当たっては、本要領を熟読し、契約の条件、現地現況等を把握の上、持参ください。

- (1) 受付期間 令和8年1月15日（木）～令和8年1月30日（金）（土曜、日曜を除く。）
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付場所 宇都宮市役所理財部管財課（宇都宮市役所本庁舎5階）
- (3) 申込方法 前記(2)の場所に直接書類を持参する（郵送等による入札参加申込書の受付は行わない）。
- (4) 入札参加資格通知の送付 入札参加申請書の提出期限の翌日から起算して5日以内
（土日祝日を除く。）に「入札参加資格通知書」を送付します。
- (5) 入札保証金の納付及び還付等
ア 入札保証金の納付
 - ① 入札にあたっては、入札物件ごとに入札保証金として、最低入札価格の60か月分の金額の100分の5以上（100円未満切り上げ）の金額を納付する必要があります。
 - ② 「入札参加資格確認通知書」と一緒に、納付書を送付しますので、宇都宮市指定金融機関若しくは宇都宮市指定代理金融機関、又は宇都宮市収入代理金融機関の窓口で納付してください。
なお、今回の入札は、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第6条の規定には該当しません。
 - ③ 入札保証金を納付すると、金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収書が返却されます。
領収書は、入札の際の提出書類として必要になりますので、大切に保管してください。

イ 入札保証金の還付

- ① 入札保証金は、落札書を除き、入札者が指定する金融機関の口座へ振込みにより還付します。
なお、還付先の口座は、「入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書」へご記入のうえ提出してください。なお、還付は、入札終了後、4週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ② 還付する入札保証金には、利息は付しません。
- ③ 落札者の入札保証金は、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第7条第2項の規定により契約保証金の一部に充当します。

(6) 辞退届の提出

入札参加者は辞退届を提出することで、入札に参加しないことができます。様式集の辞退届を持参にて提出してください。（郵送等による提出は不可）

6 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札の日時 令和8年2月12日（木）午前8時30分から令和8年2月19日（木）正午まで
- (2) 提出書類
 - ① 入札参加資格通知書（写し）
 - ② 入札書（日付は、開札年月日「令和7年3月7日」を記載してください。）
 - ③ 入札保証金納入通知書兼領収書（写し）①、②、③を封筒に封入し、投函箱に入れてください。
- (3) 開札の日時 令和8年2月19日（木） 午後3時
- (4) 入札及び開札の場所 宇都宮市役所理財部管財課（宇都宮市役所本庁舎5階）
- (5) 入札方法 前記(3)の場所に直接書類を持参する（郵送等による入札書の受付は行わない）。

7 入札の手続き

- (1) 入札の方法
 - ① 入札は投函方式により実施する。
 - ② 郵便による入札の受付は行わない。
 - ③ 入札書に記載する入札額は、1か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載すること。
 - ④ 入札書は入札しようとする物件ごとに1枚ずつ作成すること。
 - ⑤ 入札に参加する者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印したことを確認の上、入札すること。
 - ⑥ 入札書の書換え、引換え又は撤回はできないので注意すること。
 - ⑦ 入札者は、入札執行について担当職員の指示に従わなければならない。
- (2) 入札の実施を事情により予告なく中止又は延期することがある。
- (3) 入札を中止又は延期した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、宇都宮市は補償の責めを負わないものとする。

8 入札の無効

次の事項に該当する入札は無効となる。

- (1) 入札参加の資格がない者の入札
- (2) 当該入札に係る一般競争入札参加申込書を提出していない者の入札
- (3) 1者で同一物件に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正した入札

- (5) 入札書の入札金額、住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたい入札
- (6) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があつた者の入札
- (7) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかつた者の入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

9 開 札

令和8年2月19日（木） 午後3時

10 一般競争入札資格の審査等及び落札者の決定

- (1) 市が設定した最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行つた者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、別添契約書により、落札の通知を受けた翌日から7日以内に、宇都宮市と市有財産賃貸借契約（以下、「本件契約」という。）を締結すること。
契約総額は、建物は「落札金額×60か月×1.10」、土地は「落札金額×60か月」とする。
- (2) 契約保証金
 - ① 本件契約締結と同時に契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切り上げ）を納付すること。
 - ② 契約保証金は本件契約が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）からの還付申請に基づき、利息を付さずに返還する。
 - ③ 借受人（落札者）が、前記4の(3)から(13)の条件に違反したとき又は本件契約上の義務を履行しないときは、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第42条第1項に基づき契約を解除する。この場合、納付された契約保証金は宇都宮市に帰属する。また、市の責めに帰さない場合で、借受人（落札者）からの申し出により契約を解約した場合についても、納付された契約保証金は宇都宮市に帰属する。

12 貸付料の納付

各年度の貸付料は、市が発行する納付書により、毎年度4月30日までに納付するものとする。ただし、それらの納付の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日を納付の期限の日とする。

13 自動販売機の電気料等

- (1) 自動販売機に係る電気料等は、借受人の負担とする。
- (2) 電気料については、借受人の負担で子メーターを設置し、法律により定められた点検及び取り替えを行うこと。なお、設置に当たっては、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 電気料等は、施設管理者と協議の上、市が発行する納付通知書により納付すること。

14 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件の所在地、落札金額、落札者）を公表する。

15 その他

- (1) 本募集要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、宇都宮市契約規則などその他関係法令等に定めるところによる。
- (2) 入札参加者及び落札者が、本募集要領2の(2)の⑦に該当する団体等から不当な介入を受けた場合、担当課へ報告すること。
- (3) 本募集要領に関する質問は、別紙「質問書」に記入の上、令和8年1月23日（金）午後5時15分までに以下に提出すること。提出された質問に対する回答は、令和8年1月30日（金）に市のホームページに掲載する。なお、入札参加者はこの回答の内容をすべて承知しているものとみなす。

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市理財部管財課財産グループ（宇都宮市役所本庁舎5階）

電話 028-632-2148

(参 考)

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2号 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3号 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 4号 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- 6号 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（以下、略）

宇都宮市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) ～（略）～
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 密接関係者 栃木県暴力団排除条例施行規則(平成23年栃木県公安委員会規則第1号)第3条に規定する密接関係者をいう。

宇都宮市入札参加停止等措置要領 【別表第3】 その他の措置基準（抄）

項目	措置要件	対象地域	期間
1 暴力団関係	(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。	全国	当該認定をした日から、6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
	(2) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団を利用するなどしていると認められるとき。	全国	当該認定をした日から、4か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
	(3) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。		
	(4) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。		
	(5) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。		

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（定義）

第四条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項第二号へに掲げる暴力主義的破壊活動であって、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの（この法律の施行の日から起算して十年以前にその行為が終わったものを除く。）をいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

物件調書

入札番号	1	施設名	宇都宮市役所本庁舎①(2F)	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	旭1丁目1-5	1.07㎡ (1,020mm×1,050mm)	建物	3,822
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					15,000
販売品	カップ飲料					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						8,254

入札番号	2	施設名	宇都宮市役所本庁舎③(14F)	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	旭1丁目1-5	1.37㎡ (1,070mm×1,280mm)	建物	4,894
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					49,860
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						10,647

入札番号	3	施設名	宇都宮市役所本庁舎④(14F)	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	旭1丁目1-5	1.29㎡ (1,040mm×1,240mm)	建物	4,608
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					78,930
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						12,430

入札番号	4	施設名	宇都宮市役所本庁舎⑤(16F)	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	旭1丁目1-5	1.13㎡ (900mm×1,250mm)	建物	4,036
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					46,140
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						8,907

入札番号	5	施設名	職員会館②	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	下河原1丁目1-17	0.88㎡ (900mm×980mm)	建物	2,440
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					6,950
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						1,862

入札番号	6	施設名	宝木出張所	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	若草3丁目13-13	0.90㎡ (950mm×950mm)	建物	2,752
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					3,930
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						1,103

入札番号	7	施設名	平石地区市民センター	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	下平出町158-1	0.80㎡ (800mm×1,000mm)	建物	3,609
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					27,070
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						4,574

入札番号	8	施設名	清原地区市民センター	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	清原工業団地15－4	0.76㎡ (900mm×840mm)	建物	2,576
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					2,330
販売品	パック飲料					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						1,011

入札番号	9	施設名	瑞穂野地区市民センター②	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	下桑島町1030-1	1.13㎡ (1,000mm×1,130mm)	建物	4,204
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					3,800
販売品	パック飲料					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						1,064

入札番号	10	施設名	国本地区市民センター	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	宝木本町1868－1	1.13㎡ (905mm×1,250mm)	建物	3,080
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					29,720
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						6,765

入札番号	11	施設名	富屋地区市民センター①	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	徳次郎町80－2	1.18㎡ (1,070mm×1,100mm)	建物	3,283
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					23,290
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						3,161

入札番号	12	施設名	富屋地区市民センター②	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	徳次郎町80-2	0.96㎡ (1,070mm×900mm)	建物	2,671
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					2,900
販売品	パック飲料					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						1,060

入札番号	13	施設名	篠井地区市民センター	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	下小池町466－1	1.07㎡ (900mm×1,190mm)	建物	3,683
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					13,800
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						2,947

入札番号	14	施設名	姿川地区市民センター	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	西川田町805－1	1.21㎡ (900mm×1,340mm)	建物	5,485
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					31,800
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						6,149

入札番号	15	施設名	豊郷地区市民センター②	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	岩曽町825－1	0.87㎡ (915mm×950mm)	建物	2,823
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, ユニバーサルデザイン型, 環境配慮型					8,500
販売品	パック飲料					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						1,905

入札番号	16	施設名	雀宮地区市民センター①	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	新富町9-4	1.36㎡ (1,035mm×1,310mm)	建物	2,300
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					31,500
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他	プロスポーツチーム支援					5,407

入札番号	17	施設名	河内地区市民センター①	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	中岡本町3221-4	1.14㎡ (910mm×1,250mm)	建物	4,689
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, ユニバーサルデザイン型, 環境配慮型					18,900
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他	栃木SC支援					3,133

入札番号	18	施設名	河内地区市民センター②	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	中岡本町3221-4	1.20㎡ (910mm×1,320mm)	建物	4,936
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, ユニバーサルデザイン型, 環境配慮型					21,900
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						4,244

入札番号	19	施設名	上河内地区市民センター②	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	中里町181-3	1.14㎡ (900mm×1,270mm)	建物	1,986
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, ユニバーサルデザイン型, 環境配慮型					9,900
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他	宇都宮ブリッツェン支援					3,866

入札番号	20	施設名	西市民活動センター	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	西一の沢町17-32	1.06㎡ (960mm×1,100mm)	建物	2,325
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型, 環境配慮型					24,100
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他	プロスポーツチーム支援					5,154

入札番号	21	施設名	保健所①	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	竹林町972	1.24㎡ (980mm×1,270mm)	建物	2,793
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	ユニバーサルデザイン型, 環境配慮型					46,800
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						4,131

入札番号	22	施設名	夜間休日救急診療所①	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	竹林町968	1.11㎡ (910mm×1,220mm)	建物	2,696
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					53,300
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						3,172

入札番号	23	施設名	夜間休日救急診療所②	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	竹林町968	1.11㎡ (910mm×1,220mm)	建物	2,696
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					2,750
販売品	経口補水液を含むこと					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						1,980

入札番号	24	施設名	夜間休日救急診療所③	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	竹林町968	1.04㎡ (910mm×1,140mm)	建物	2,526
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					18,300
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						3,406

入札番号	25	施設名	中央図書館	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	明保野町7ー57	1.42㎡ (1,110mm×1,280mm)	建物	3,041
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					63,630
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他	犯罪被害者支援					11,496

入札番号	26	施設名	クリーンパーク茂原①	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	茂原町777-1	1.16㎡ (900mm×1,290mm)	土地	55
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					17,500
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						2,809

入札番号	27	施設名	クリーンパーク茂原②	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	茂原町777-1	1.16㎡ (900mm×1,290mm)	土地	55
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					21,770
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						3,456

入札番号	28	施設名	中央消防署①	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	大曾2丁目2－21	1.11㎡ (900mm×1,230mm)	建物	2,145
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					24,300
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						3,575

入札番号	29	施設名	中央消防署③	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	大曾2丁目2－21	1.30㎡ (1,010mm×1,290mm)	建物	2,512
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					50,500
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						3,524

入札番号	30	施設名	中央消防署⑤	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	大曾2丁目2-21	1.33㎡ (1,010mm×1,320mm)	建物	2,570
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					64,041
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						15,217

入札番号	31	施設名	西消防署①	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	鶴田2丁目21－7	1.67㎡ (1,150mm×1,450mm)	建物	5,911
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					21,100
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						6,243

入札番号	32	施設名	西消防署⑤	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	鶴田2丁目21－7	1.36㎡ (1,100mm×1,240mm)	建物	4,814
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					4,200
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						2,114

入札番号	33	施設名	南消防署②	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	宮の内1丁目174-8	1.24㎡ (990mm×1,250mm)	建物	2,322
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					19,830
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						5,687

入札番号	34	施設名	東消防署②	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	中今泉5丁目37－16	1.22㎡ (900mm×1,350mm)	建物	4,425
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					51,800
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						9,058

入札番号	35	施設名	河内分署	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	白沢町401-2	0.99㎡ (850mm×1,160mm)	建物	2,519
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					10,500
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						2,104

入札番号	36	施設名	富屋分署	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	徳次郎町742-1	1.12㎡ (900mm×1,240mm)	建物	2,326
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					18,950
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						4,251

入札番号	37	施設名	宝木分署	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	細谷1丁目7ー40	1.00㎡ (800mm×1,250mm)	建物	2,215
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					11,300
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						3,827

入札番号	38	施設名	平石分署	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	石井町2010-1	1.18㎡ (900mm×1,310mm)	建物	
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					17,450
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						2,686

入札番号	39	施設名	清原分署	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	清原工業団地3-3	1.06㎡ (950mm×1,120mm)	建物	2,320
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					18,100
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						3,323

入札番号	40	施設名	築下分署	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	下栗1丁目20－1	0.81㎡ (950mm×850mm)	建物	1,874
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					13,200
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						2,410

入札番号	41	施設名	陽南分署	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	双葉3丁目15－63	0.97㎡ (870mm×1,110mm)	建物	1,803
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					20,600
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						3,675

入札番号	42	施設名	都市基盤保全センター	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	石井町1711-1	1.30㎡ (970mm×1,340mm)	建物	
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					35,700
販売品	缶・ペット					〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						1,749

入札番号	43	施設名	本庁舎(議会棟)	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	旭1丁目1-5	0.85㎡ (850mm×1,000mm)	建物	3,036
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	ユニバーサルデザイン型, 環境配慮型					—
販売品	缶・ペット					〔参考〕施設利用者数(人/年)
その他						6,000

入札番号	44	施設名	夜間休日救急診療所	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	竹林町968	1.11㎡ (910mm×1,220mm)	建物	2,696
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					—
販売品	経口補水液を含む					〔参考〕施設利用者数(人/年)
その他						20,000

入札番号	45	施設名	エコパーク下横倉	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	下横倉町532	0.85㎡ (850mm×1,000mm)	建物	773
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					—
販売品	缶・ペット					〔参考〕施設利用者数(人/年)
その他						2,000

入札番号	46	施設名	うつのみや遺跡の広場	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	上欠町151-1	0.85㎡ (850mm×1,000mm)	土地	35
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	防犯カメラ付き					—
販売品	ペット					〔参考〕施設利用者数(人/年)
その他						15,000

入札番号	47	施設名	サイクリングターミナル	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	福岡町1074-1	1.50㎡ (1,000mm×1,500mm)	土地	37
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					—
販売品	缶・ペット					〔参考〕施設利用者数(人/年)
その他						6,500

入札番号	48	施設名	中央1丁目自転車駐車場	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	中央1丁目1-9	1.00㎡ (800mm×1,250mm)	土地	466
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型					—
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						3,073

入札番号	49	施設名	JR宇都宮駅西口自転車駐車場	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	川向町1-48	1.00㎡ (800mm×1,250mm)	土地	237
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型					—
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						2,223

入札番号	50	施設名	JR宇都宮駅東口第1自転車駐車場	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	宮みらい3-7	1.00㎡ (800mm×1,250mm)	土地	753
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	災害対応型					—
販売品						〔参考〕売上実績(本/令和6年度)
その他						2,419

入札番号	51	施設名	東消防署(1F)	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	中今泉5丁目3-16	0.85㎡ (850mm×1,000mm)	建物	3,083
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	キャッシュレス対応					—
販売品	缶・ペット					〔参考〕施設利用者数(人/年)
その他						3,000

入札番号	52	施設名	東消防署(2F)	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
		所 在	中今泉5丁目37番16号	0.85㎡ (850mm×1,000mm)	建物	3,083
特記条件						〔参考〕前回落札価格(円/月)
自販機	環境配慮型					—
販売品	冷凍食品					〔参考〕施設利用者数(人/年)
その他						3,000

※1【貸付面積及び寸法について】

貸付面積は台座部分を含めた面積です。設置の際は幅と奥行きを標記の寸法以内に収めてください。

※2【災害対応型】

災害発生後、電力供給の有無にかかわらず、自動販売機内の在庫商品を避難者に確実に無償提供できるものとする。
販売機の規格は問わないものとするが、設置業者が災害発生直後に当該施設に急行し、商品を提供する方式は、交通渋滞が予想される中では不確実であるため、認めない。

※3【プロスポーツ支援】

宇都宮市を拠点として活動する栃木サッカークラブ、宇都宮ブルックス及び宇都宮ブリッツェンのプロスポーツチーム3団体に対して、売上げの中からその3%に相当する金額の経済的な支援を行うものとする。

※4【ユニバーサルデザイン型】

大きく投入しやすい硬貨投入口や点字による商品明示、無理のない姿勢で目的を果たせる商品選択ボタンや商品取り出し口の設置など、利用者の年齢や性別、障がいの有無等を問わず、多くの方が利用しやすいよう、工夫の施されたものとする。

※5【犯罪被害者支援】

当該自動販売機の収益の中から、公益社団法人被害者支援センターとちぎと取り交わした協定に基づく金銭を寄附するものとする。

※6【環境配慮型】

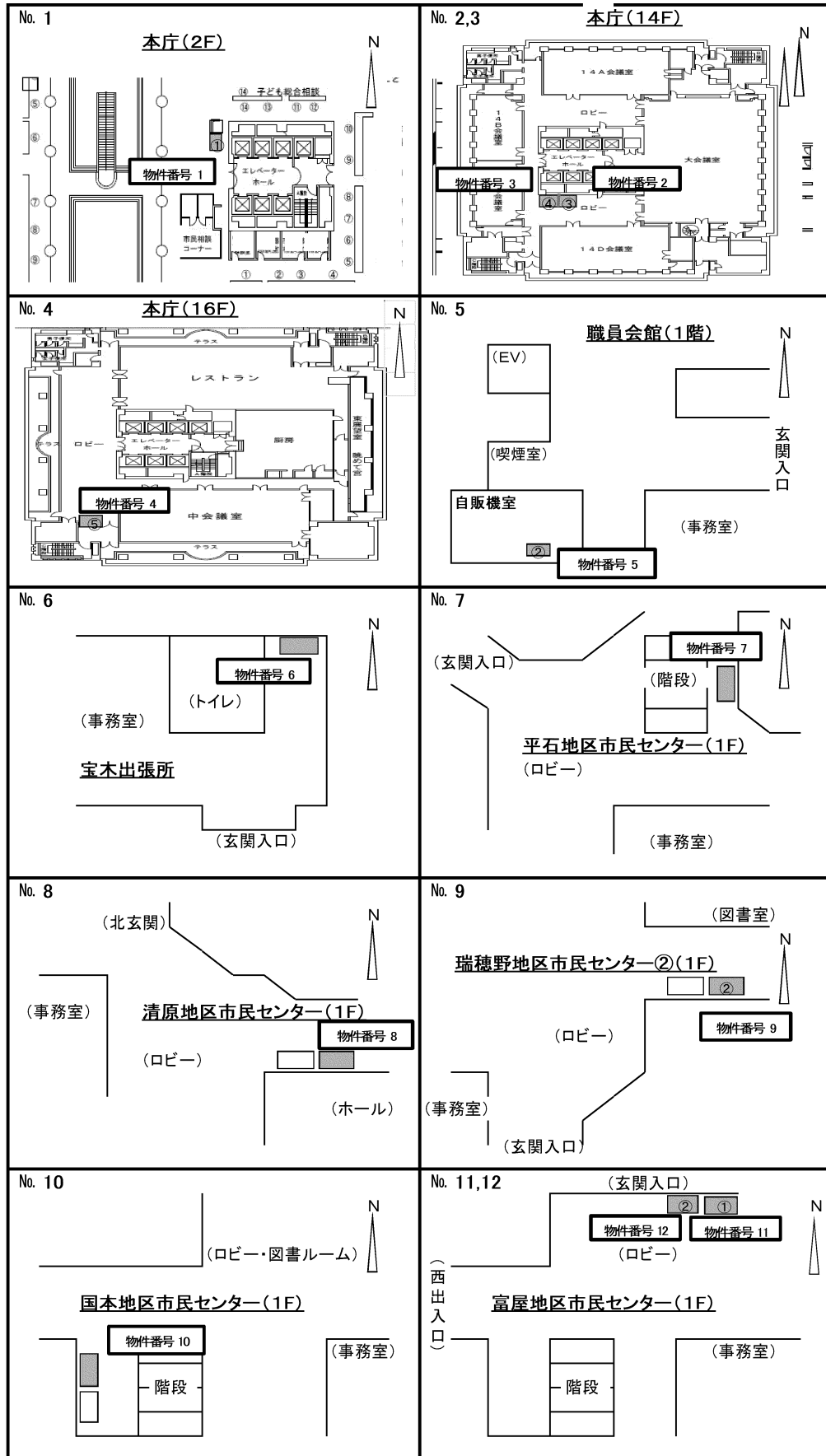
省エネルギー、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を軽減したものとする。

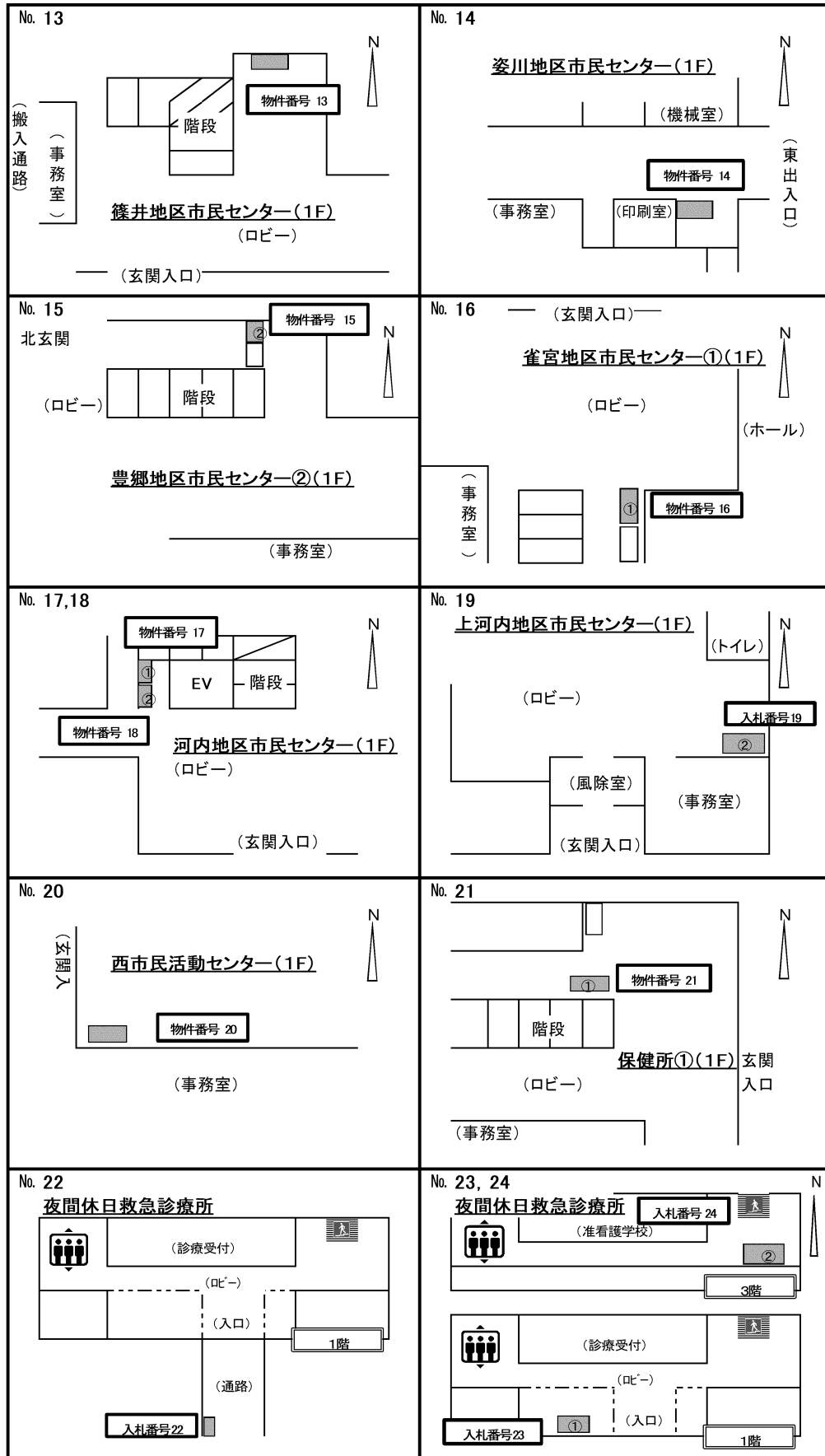
※7【防犯カメラ付き】

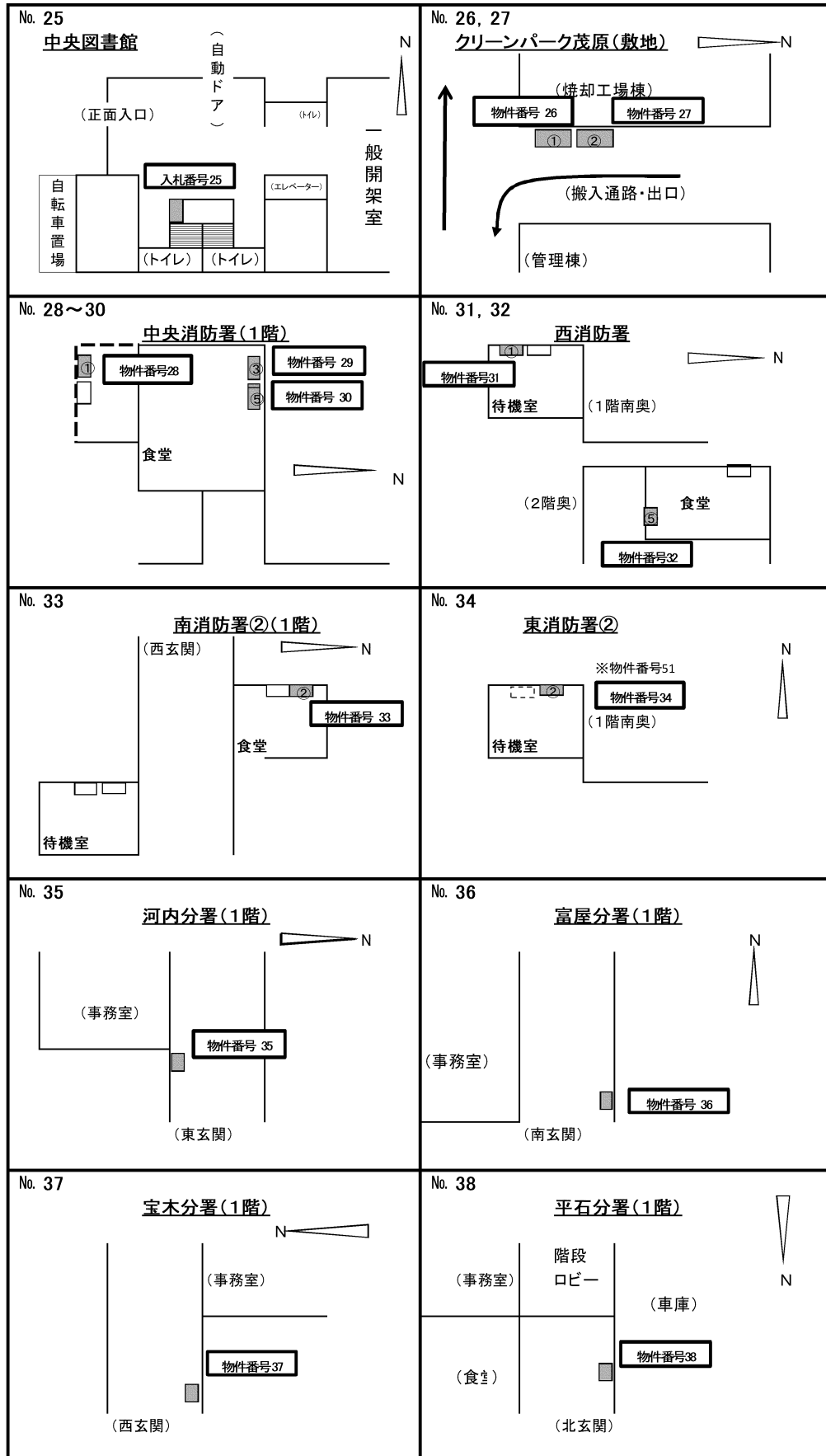
自動販売機に防犯カメラが搭載されているものとする。

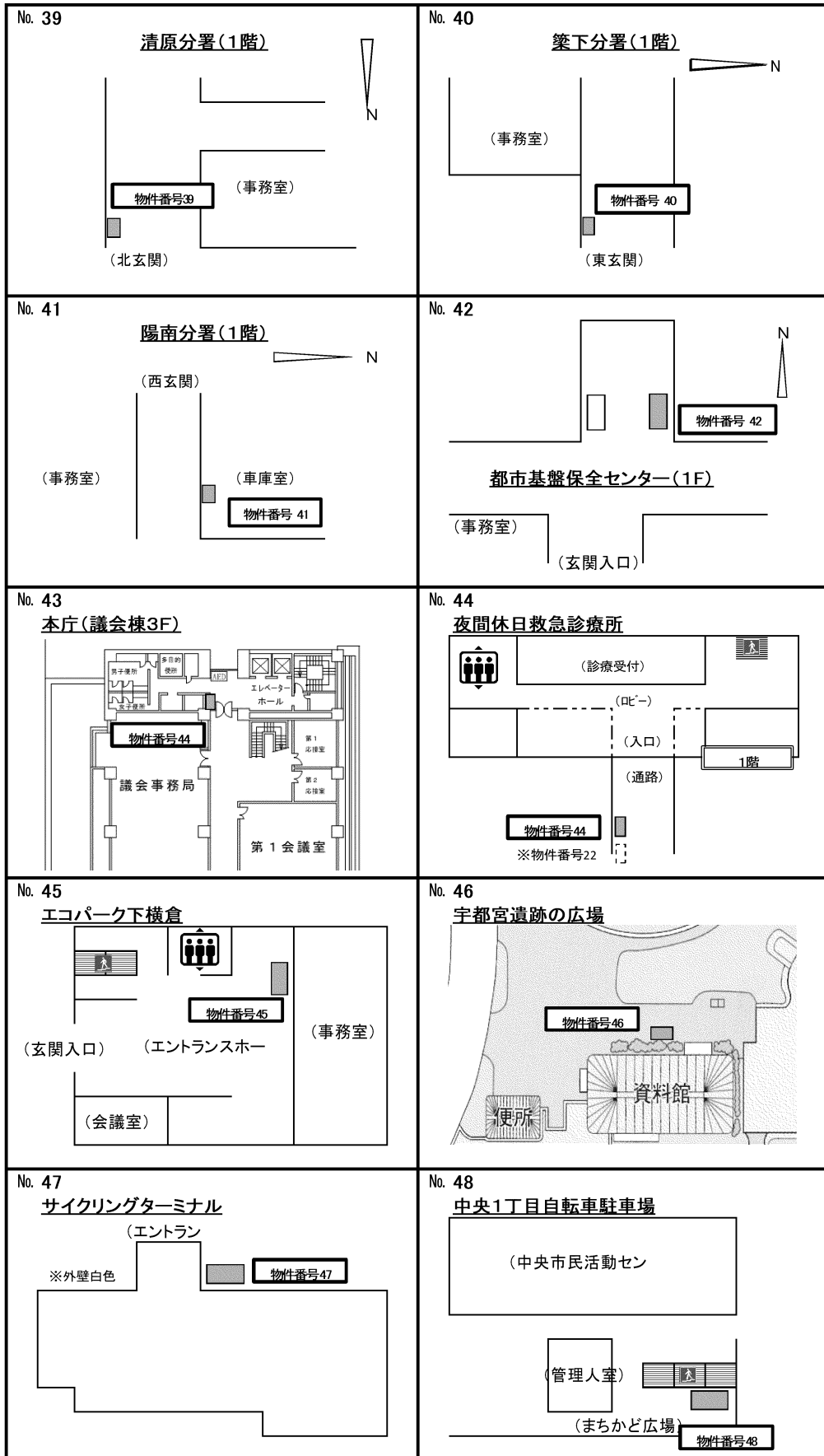
※8【キャッシュレス対応】

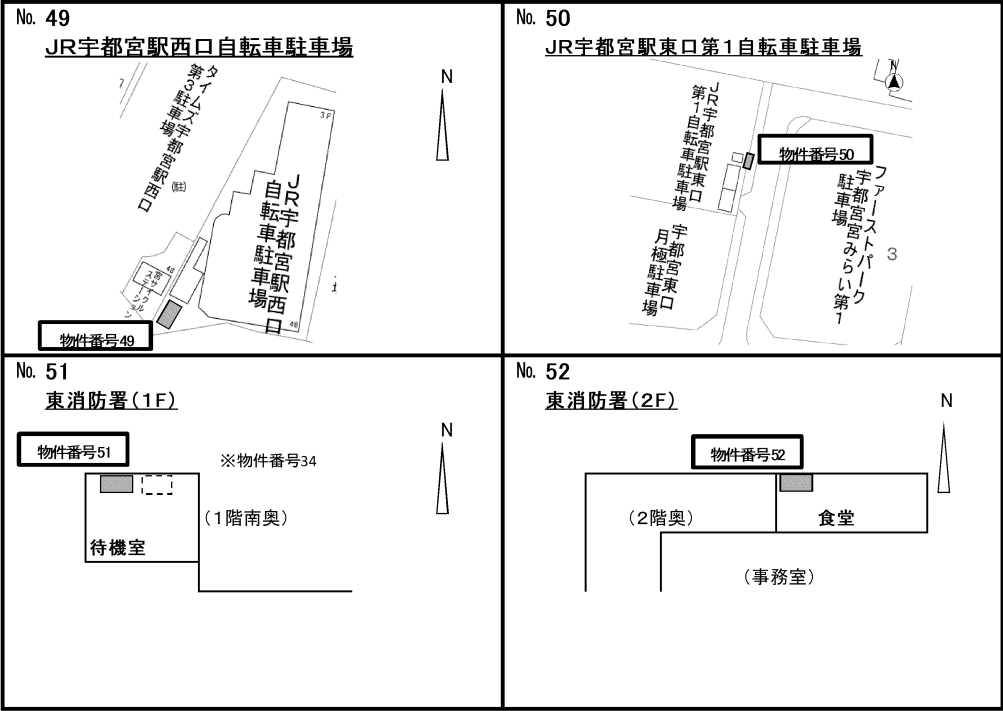
キャッシュレス決済が可能なものとする。











市有財産賃貸借契約書

貸付人宇都宮市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）
とは、次の条項により、一時使用のための市有財産賃貸借契約を締結する。
（貸付物件）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に賃貸する。

施設名（種別）	（ 建物 ）
所 在	（入札番号 ）
面 積	m ²

（用途）

第2条 貸付物件は、乙が自動販売機を設置し、運営する事業（以下「自動販売機運営事業」という。）の用途（以下「指定用途」という。）に供する。

（貸付期間）

第3条 貸付物件の賃貸借契約の期間（以下「貸付期間」という。）は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付物件の貸付料は、金_____円（税込）とする。

- 乙は、前項の貸付料の納入年度に応じた額（別紙納入計画書のとおり）を甲が発行する納付書により、甲に納付しなければならない。
- 乙は、各年度の貸付料を毎年度4月30日までに、甲に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日を納入の期限の日とする。
- 甲は、第20条第1項及び第4項の規定により本件契約を解約した場合において、その貸付料に過払いが生じたときは、日割り計算によってその過払いの貸付料を返還する。
- 甲は、第20条第2項の規定により本件契約を解除したときは、既納の貸付料を乙に返還しない。

（契約保証金）

第5条 乙は、本件契約の締結と同時に、契約保証金として金_____円（貸付料（契約金額）の100分の10以上（円未満切上げ）の額）を甲が発行する納入通知書により甲に納入しなければならない。

- 甲は、本件契約の終了後、乙の第7条第2項に規定する返還を確認したときは、乙の還付申請により遅滞なく納入されている契約保証金を乙に返還する。
- 契約保証金には、利息を付さない。
- 第20条第2項の規定により本件契約を解除したとき又は甲の責に帰さない場合であって、乙の申し出に対し甲が合意することにより本件契約を解約したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

5 前項の規定により甲に帰属する契約保証金は、第21条に規定する損害賠償の予定又はその一部としない。

(貸付料の延滞金)

第6条 甲は、乙が第4条第3項の納期限までに貸付料を納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。))の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

(貸付物件の引渡しと返還)

第7条 甲は、貸付期間の初日に現況有姿の状態で貸付物件を乙に引き渡す。

2 乙は、貸付期間の満了により返還する場合及び第20条第4項による協議により本契約を解約した場合、貸付期間の最終日までに、引渡し時点と同じ状態に原状回復し返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を借用することが明らかになったときは、当該貸付物件を原状回復することなく引き続き借用することができる。

3 乙は、第2項に関わらず、第20条第1項、第2項の規定により、契約が解除されたときは、甲の指定する日までに引渡し時点と同じ状態に原状回復し返還しなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、貸付物件が種類、品質（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合においても、甲に対し、貸付物件の修補、代替物の貸付け若しくは不足分の貸付けによる履行の追完請求、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができない。ただし、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、民法（明治29年法律第89号）の規定によるものとする。

(禁止事項)

第9条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 自動販売機の販売品に酒類又はその類似品を入れること。

(自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置)

第10条 乙は、自動販売機運営事業に必要な自動販売機等の設置について、その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等が、使用可能な状態で常時設置されていること。
- (2) 貸付物件が環境に配慮すべき公共施設であることに鑑み、省エネルギー、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を軽減した自動販売機を設置すること。
- (3) 本件契約書第3条の貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置すること。
- (4) 飲料容器等の回収容器等については、宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例（平成20年条例第36号）に基づき適正に管理すること。
- (5) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。
- (6) 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲外にあるものとする。

（販売品）

第11条 乙は、自動販売機での販売品については、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売品は飲料品等（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を除く。）とすること。
- (2) 販売品の維持管理又は補充は、乙の責任において行うこと。
- (3) 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (4) 販売品の売価は、標準価格（定価）以下とする。

（個別条件）

第12条 乙は、甲の募集要領において、自動販売機及び販売品に個別の条件がある場合は、その条件を履行するものとする。

（販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収）

第13条 乙は、販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収について次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。
- (2) 施設管理者の指示に従い、宇都宮市の分別収集方法により分別回収し、適正に処分すること。

（自動販売機に係る電気料等）

第14条 乙は、自動販売機に係る電気料等を負担する。

- 2 自動販売機に係る電気料については、乙の負担により設置する子メーターから算出し、甲が発行する納付書により、甲に納付しなければならない。

（修繕義務）

第15条 乙の責に帰する事由以外の事由により貸付物件の修繕を要するときは、甲乙協議してその経費の負担を決定する。

（滅失又はき損の原状回復）

第16条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失し、又はき損したときは、乙の負担において原状に回復しなければならない。

(保全義務等)

第 17 条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全（甲乙協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

2 乙は、前項の注意を怠る等その責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責を果たした場合には、甲は乙に求償することができる。

(商品等の盗難又はき損等)

第 18 条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難及びき損、当該自動販売機を設置する市有施設の停電及び利用者数の変動等による売上げの減少等について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(資料の提出等)

第 19 条 甲は、第 9 条に規定する禁止事項に違反した疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、その参考となるべき資料の提出又は報告を乙に求めることができる。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、契約期間であっても、公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、いつでも契約が解除できる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 乙が納入期限 3 か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
- (2) 乙が第 9 条に規定する禁止事項に違反したとき。
- (3) 乙が本件契約に定める義務を履行しないとき。
- (4) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続きについて、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。

3 乙は、前項の規定により、契約が解除された場合において、乙に損害を生じたときは、甲にその補償を請求することができない。

4 甲及び乙は、自然災害など双方にその責のないことにより、自動販売機運営事業の継続が困難になり、契約の解約が必要なとき、甲乙協議のうえ解約することができる。

5 甲及び乙は、前項の規定により、契約が解約された場合において、甲及び乙に損害を生じたときは、甲及び乙はその補償を請求することはできない。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、甲が負担して原状に回復したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条第 1 項の規定により、契約が解除された場合において、乙に損害を生じたときは、甲にその補償を請求することができる。

3 乙は、甲の責に帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売品に損害が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

4 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 22 条 乙は、貸付期間が満了した場合において、貸付期間中物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求し得ないこととする。

(契約の費用)

第 23 条 本件契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第 24 条 乙は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、すみやかに甲に届け出るものとする。

(自動販売機の利用者等への対応)

第 25 条 乙は、自動販売機運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決する。

(法律の適用除外)

第 26 条 本件契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）の適用はないものとする。

(疑義の決定)

第 27 条 本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、甲乙協議のうえ、その内容を決定する。

(信義則)

第 28 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(合意管轄)

第 29 条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

なお、本件契約の締結を証するため、本件契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号
宇都宮市
宇都宮市長 佐 藤 栄 一

乙 住 所

氏 名

貸付料の納入計画書

入札番号 _____

契約金額 _____ 円

年度	納入額
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円
令和 1 0 年度	円
令和 1 1 年度	円
令和 1 2 年度	円

受付・入札会場案内図

- 1 入札会場 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市役所管財課（5階）

2 案内図

